

# 下白久地区防災計画

## (土砂災害編)

平成30年12月

下白久町会

## 【目次】

はじめに	1
I 平時から進めておくべきこと	1
1. 区および町会として進めておくべきこと	
2. 住民として確認しておくべきこと	
II 避難準備・高齢者等避難開始情報発令時の行動	2
1. 各区および町会が取るべき行動	
2. 住民が取るべき行動	
III 避難勧告および避難指示(緊急)発令時の行動	3
1. 各区および町会が取るべき行動	
2. 住民が取るべき行動	

## はじめに

本計画は、下白久地区の喫緊の課題である土砂災害への対応に注目し、住民自らの意思で「平常時」から「避難時」の各場面における具体的行動計画を策定し、共助の精神を以ってこれを実践することにより、土砂災害から尊い人命を守ることをめざす。

### I 平時から進めておくべきこと

#### 1. 区および町会として進めておくべきこと

##### (1) 土砂災害からの逃げ地図の周知

豆早原区、橋場区、原区（以下、各区という。）の単位で、作成した「土砂災害からの逃げ地図」を広く住民に周知しておくこと。

##### (2) 土砂災害避難訓練の実施

下白久町会（以下、町会という。）は、各区と連携して実施する防災訓練時に土砂災害を想定した避難訓練を盛り込むこと。

##### (3) 避難行動要支援者などの避難方法の確認

各区は、作成した「土砂災害からの逃げ地図」を活用して避難行動要支援者およびふれあいコール対象者と、その避難方法を確認しておくこと。

##### (4) 大雨時緊急避難場所の指定

町会は、秩父市が緊急避難場所として指定している荒川農村環境改善センターへ直ちに避難することが困難な場合を想定し、各区と連携して以下の建物を大雨時の緊急避難場所として指定し、緊急事態に備えること。

- ・原区農村センター
- ・橋場区農村センター
- ・谷津川館
- ・民宿しらかわ

## 2 住民として確認しておくべきこと

下白久地区に暮らす住民は、平時から以下のことについて認識しておくこと。

- ・町会が指定した大雨時の緊急避難場所までの避難経路
- ・町会が作成した「土砂災害からの逃げ地図」の情報
- ・秩父市が作成した「土砂災害ハザードマップ」の情報

## II 避難準備・高齢者等避難開始情報発令時の行動

大雨警報の発表に伴い、秩父市から避難準備・高齢者等避難開始情報が発令された時には、速やかに次の行動を開始すること。

### 1. 各区および町会が取るべき行動

#### (1) 町会指定の大雨時緊急避難場所の開設

各区は、町会指定の大雨時緊急避難場所の管理者の協力を得て、同避難場所における避難所受け入れ体制を敷くこと。

#### (2) 地元消防団との連携

町会は、地元消防団と連携して、避難準備にあたること。

#### (3) 高齢者等の避難準備・避難開始の呼掛け

各区および町会は、高齢者や土砂災害警戒区域に居住する住民等に対し、避難準備および避難開始を呼びかけること。

#### (4) 避難行動要支援者等の避難支援

各区および町会は、避難行動要支援者およびふれあいコール対象者の避難行動を支援すること。

#### (5) 土砂災害関連情報や緊急避難場所開設情報の入手・伝達

各区および町会は、土砂災害関連情報や緊急避難場所開設情報をテレビやラジオ、防災行政無線、ちちぶ安心・安全メール等により入手し、適時関係者に伝達すること。

## 2. 住民が取るべき行動

- (1) 避難に関する自主判断  
住民は、避難するか自宅の建物にとどまるか自主的に判断すること。
- (2) 市指定または町会指定の緊急避難場所等への避難  
避難する場合は、市指定の緊急避難場所もしくは「土砂災害からの逃げ地図」を活用して町会指定の大雨時緊急避難場所に向かうこと。
- (3) 自宅内のより安全な場所への避難  
自宅にとどまる場合は、壁などから離れた場所等、より安全な場所に避難すること。
- (4) 家族との連絡確認等の避難準備  
住民は、家族との連絡確認や非常持ち出し物の用意等、避難を準備すること。
- (5) 土砂災害関連情報や緊急避難場所開設情報の入手  
住民は自ら、土砂災害関連情報や緊急避難場所開設情報をテレビやラジオ、防災行政無線、ちちぶ安心・安全メール等により入手すること。

## Ⅲ 避難勧告および避難指示(緊急)発令時の行動

土砂災害警戒情報の発表に伴い、秩父市から避難勧告または避難指示(緊急)情報が発令された時には、速やかに次の行動を開始すること。

### 1. 各区および町会が取るべき行動

- (1) 地元消防団への避難行動に関する要請  
町会は、地元消防団へ避難誘導、避難支援等を要請すること。
- (2) 土砂災害警戒区域住民等の避難行動の呼びかけ  
各区および町会は、地元消防団の協力を得つつ、土砂災害警戒区域に居住する住民らに対し、避難行動を呼びかけること。

(3) 避難行動要支援者等の避難支援

各区および町会は、土砂災害関連情報や緊急避難場所開設情報をテレビやラジオ、防災行政無線、ちちぶ安心・安全メール等により入手し、適時関係者に伝達すること。

(4) 土砂災害関連情報や緊急避難場所開設情報の入手・伝達

各区および町会は、土砂災害関連情報や緊急避難場所開設情報をテレビやラジオ、防災行政無線、ちちぶ安心・安全メール等により入手し、適時関係者に伝達すること。

## 2. 住民が取るべき行動

(1) 避難に関する自主判断

住民は、避難するか自宅の建物にとどまるか自主的に判断すること。

(2) 町会指定の緊急避難場所等、より安全な場所への避難

避難する場合は、近隣の住民同士と声を掛け合い、「土砂災害からの逃げ地図」を活用して町会指定の大雨時緊急避難場所等、より安全な場所に避難すること。

(3) 自宅内のより安全な場所への避難

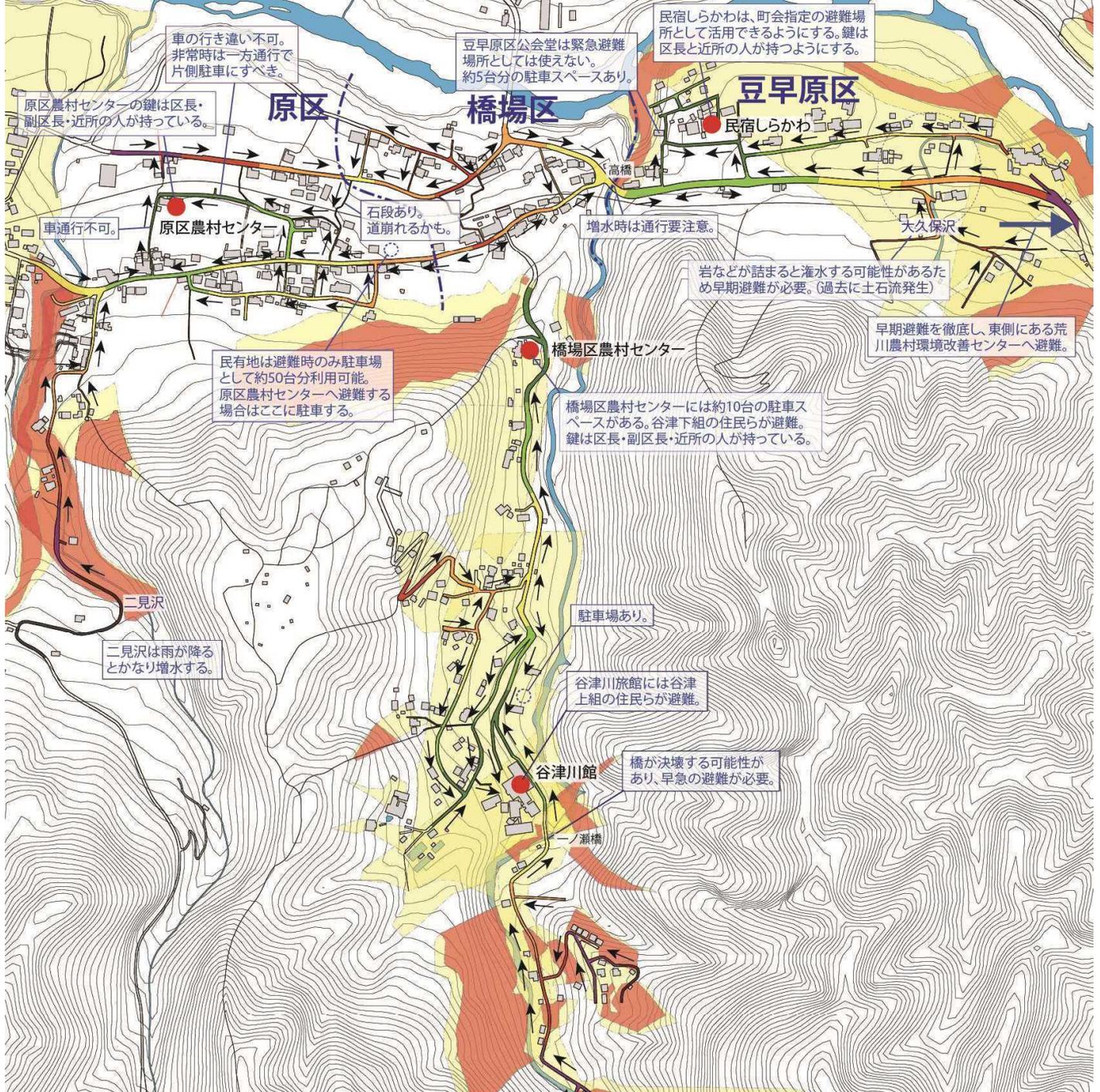
自宅にとどまる場合は、崖などから離れた場所等、より安全な場所に避難すること。

(4) 土砂災害関連情報や緊急避難場所開設情報の入手

住民は自ら、土砂災害関連情報や緊急避難場所開設情報をテレビやラジオ、防災行政無線、ちちぶ安心・安全メール等により入手すること。

見える所に  
貼っておいて下さい

土砂災害警戒区域外の地域は、  
屋外へ避難する場合よりも、自宅  
待機の方が安全だと考えられる。



車の行き違い不可。  
非常時は一方通行で  
片側駐車にすべき。

豆早原区公会堂は緊急避難  
場所としては使えない。  
約5台分の駐車スペースあり。

民宿しらかわは、町会指定の避難場  
所として活用できるようにする。鍵は  
区長と近所の人を持つようにする。

原区農村センターの鍵は区長・  
副区長・近所の人を持っている。

車通行不可。

石段あり。  
道崩れるかも。

増水時は通行要注意。

岩などが詰まると灌水する可能性があるため  
早期避難が必要。(過去に土石流発生)

早期避難を徹底し、東側にある荒  
川農村環境改善センターへ避難。

民有地は避難時のみ駐車場  
として約50台分利用可能。  
原区農村センターへ避難する  
場合はここに駐車する。

橋場区農村センターには約10台の駐車ス  
ペースがある。谷津下組の住民らが避難。  
鍵は区長・副区長・近所の人を持っている。

駐車場あり。

谷津川旅館には谷津  
上組の住民らが避難。

橋が決壊する可能性が  
あり、早急の避難が必要。

## 秩父市 下白久地区 大雨による土砂災害からの逃げ地図

ワークショップ開催日：2017/6/3, 7/10, 7/20, 8/25 地図作成日：2017/9/3

開催場所：秩父市橋場区農村センター

主催：秩父市下白久町会 共催：秩父市危機管理課

協力：明治大学都市計画研究室・一般社団法人子ども安全まちづくりパートナーズ

縮尺：1/2,500 (A1) 1/5,000 (A3)

- 大雨時緊急避難場所
- 土砂災害特別警戒区域
- 土砂災害警戒区域
- ➔ 避難方向
- 避難時のポイント

